

議案第45号

多可町立和紙博物館条例及び多可町一日ひと褒め条例の一部を改正する条例の
制定について

多可町立和紙博物館条例及び多可町一日ひと褒め条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町立和紙博物館条例及び多可町一日ひと褒め条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

(多可町立和紙博物館条例の一部改正)

第1条 多可町立和紙博物館条例（平成17年多可町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条中「広く啓蒙」を削る。

(多可町一日ひと褒め条例の一部改正)

第2条 多可町一日ひと褒め条例（平成30年多可町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、啓蒙」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町立和紙博物館条例及び多可町一日ひと褒め条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(第1条) 多可町立和紙博物館条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(設置)</p> <p>第2条 博物館は、貴重な杉原紙に関する財産を保存管理し、杉原紙のもつ文化と歴史を<u>広く啓蒙</u>普及することにより、学術及び文化の発展と活力あるまちづくりに寄与するために設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 博物館は、貴重な杉原紙に関する財産を保存管理し、杉原紙のもつ文化と歴史を普及することにより、学術及び文化の発展と活力あるまちづくりに寄与するために設置する。</p>

(第2条) 多可町一日ひと褒め条例の一部改正

現 行	改 正
<p>(町の役割)</p> <p>第4条 町は、目的を達成するため、褒める言葉、感謝の気持ちを伝える住民等及び事業所の取り組みを支援するとともに、意識の啓発、<u>啓蒙</u>に努めるものとする。</p>	<p>(町の役割)</p> <p>第4条 町は、目的を達成するため、褒める言葉、感謝の気持ちを伝える住民等及び事業所の取り組みを支援するとともに、意識の啓発に努めるものとする。</p>